

# 税の申告はお早めに

☎税務課課税係 ☎0943-32-1114

日時

2/9(火)~3/15(月)

☎☎☎を除く 9:00 ~ 16:00

場所

町民交流センター「いこっと」  
2階大研修室

2月初旬、町県民税や国民健康保険税、所得税の申告が必要と思われる人へ、申告書を発送します。収入がない人や申告書が届かない人も、申告の必要がある場合があります。次の点を注意し、期限内に必ず申告しましょう。

## 収入が少額・収入がない

令和2年1月~12月のすべての収入を申告する必要があります。農地の貸し付けによる収入など、少額でも申告が必要です。

収入がない場合も、そのことを申告しないと、

・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減措置が受けられない

・奨学金の申請などに必要な「所得(課税)証明書」が発行できない

など、各種行政サービスが受けられないことがあります。

## 申告書が届かない

申告書は、前年の課税状況などをもとに、申告が必要と思われる人へ発送します。申告書が届かないからといって、申告不要というわけではあり

ません。

申告書が必要な人はお問い合わせください。広川町ホームページからダウンロードすることもできます。

## 個人年金や

## 学資保険の満期金がある

個人年金は「雑所得」、学資保険の満期金は「一時所得」として確定申告、町県民税の申告が必要です。

### △ご注意△

- 町内に居住する家族から扶養を受けていることが確認できる場合、申告する必要はありません。
- 確定申告の要件に当てはまらない場合も、町民税・県民税はすべての所得を申告する必要があります。
- 税務調査などで申告期限以降に所得が判明した場合、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定に影響することがあります。

## 八女伝統工芸会館・e-Tax(電子申告)でも確定申告できます

### 八女伝統工芸会館

#### ▶期間

雑損控除、住宅借入金等特別控除、公的年金を受給している人 1月25日(月)~2月15日(月)  
☎☎☎を除く 9:00 ~ 16:00

上記以外で確定申告が必要な人 2月16日(火)~3月15日(月)  
☎☎☎を除く 9:00 ~ 16:00

#### ▶申告期限・納期限

[所得税・贈与税] 3月15日(月)

[個人事業者の消費税・地方消費税] 3月31日(火)

※混雑を防ぐため、早めに受け付けを終了し、後日来場をお願いする場合があります。

※当日は会場で入場整理券を配付します。

※新型コロナウイルス感染症対策(マスク着用・アルコール消毒・検温など)をとった上でご来場ください。37.5度以上の熱がある場合は原則、入場をお断りします。

※1月25日(月)~3月31日(火)、八女税務署での申告会場は開設していません。

※八女伝統工芸会館へのお問い合わせはご遠慮ください。

### e-Tax(電子申告)

パソコンやスマホ(マイナンバーカード対応)を使って、自宅や職場などから申告することができます。事前に最寄りの税務署でID・パスワードの手続きをすると、マイナンバーカードやICカードリーダーライターなどをお持ちでない人でも申告可能です。

感染症対策のためにも、ぜひe-Taxをご利用ください。



☎八女税務署 ☎0943-23-5191

## 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の固定資産税を軽減します



新型コロナウイルスの影響で経営が悪化し、昨年より事業収入が一定以上減少している中小事業者などに対し、固定資産税の負担を軽減します。

### ▶対象者

新型コロナウイルスの影響で、令和2年2月～10月のうち連続する任意の3か月間の事業収入が、前年同期より30%以上減少している中小事業者（または個人事業主）

### ▶軽減対象

事業用家屋や償却資産の固定資産税の課税標準額（令和3年度課税分）

軽減割合	
30%以上 50%未未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

### ▶申請方法

- ①申告書（広川町ホームページなどで配布）を記入し、認定経営革新等支援機関などへ持参する
- ②認定経営革新等支援機関などの確認を受けた申告書を、2月1日（月）までに税務課課税係へ提出する

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条第5項に規定する業を営む人は対象外

※認定経営革新等支援機関の一覧や、そのほか詳細は、広川町ホームページをご覧ください。

八女郡広川町 固定資産税 コロナ

検索

## 国民健康保険税などの納付額証明が必要な人は申請を

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。納付額を証明する「納付額通知書」が確定申告に必要な人は、各窓口へ申請ください。

- 対象 国民健康保険税などを、納付書や口座振替（普通徴収）で納付した人
- 必要なもの 本人確認書類（運転免許証など）、[別世帯の場合] 委任状

申請・問い合わせ先

国民健康保険税	税務課納税係 ☎ 0943-32-1114
後期高齢者医療保険料	住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112
介護保険料	福祉課高齢者支援係 ☎ 0943-32-1113

※役場で申告する人、確定申告の必要がない人、年金天引きで納付した人は、申請する必要はありません。年金天引きで納付した人は、年金機構などが1月に郵送する「公的年金等の源泉徴収票」が証明となります。

## 償却資産の申告を忘れずに

町内で事業を営む個人（または法人）は、令和3年1月1日現在で所有する償却資産を申告する必要があります。

- 申告期限 2月1日（月）
- 必要なもの 申告書、種類別明細書（12月郵送済み）

### 償却資産とは

町内で事業を営む個人（または法人）が、その事業のために使う構築物、機械・装置、工具・器具・備品などのこと。次のものは当てはまりません。

- ・自動車税や軽自動車税の対象となる車両
- ・取得価格10万円未満で一度に損金算入されたもの
- ・使用権などの無形財産
- ・生物

太陽光発電設備は事業用（法人設置）だけでなく、10kW以上の住宅用（個人設置）も申告が必要です。事業用と住宅用どちらも利用している場合は、利用割合にかかわらず申告が必要です。